

施策の全体像	2006 年度実績見込み (2007 年度予定)
【融資】	
【技術開発】	
・ HEMS については、技術開発等 (2001 年度から実施)	継続
【普及啓発】	
【その他】	

4. 排出削減見込量の根拠等

市場の約 7 割のシェアを占めると想定される BEMS 主要各社から、BEMS の納入額を推計（目次）に、2005 年度までの各年度のヒアリング結果に基づき、2010 年度における主要各社の納入額を推計（目標達成計画策定当初の 1,250 億円から 1,047 億円に修正）。

そして、上記 BEMS 主要各社の納入額から 2010 年度における市場規模を推計し、その推計結果に 2002 年度補助事業の実績から算出した納入額当たりの BEMS 省エネ効果（補助事業実施前は 0.02 万 kI/億円と見込んでいたところ、実績は 0.03 万 kI/億円）を乗じることにより、2010 年度における BEMS の導入による省エネ量を算出（約 220 万 kI）。

5. その他

OBEMS の CO2 削減効果

平成 14 年度及び 15 年度の BEMS の導入支援事業の実績をみると、BEMS の導入費用当たりの省エネ効果は、ともに約 0.03 万 kI（原油換算）/億円。

なお、原油換算 kI から CO2 トンへの換算は、5.091（業務部門の実績値から推計）を使用。

1-4：住宅の省エネ性能の向上

（別表 1-2d①）、【国（環）】

1. 排出削減の実績と見込み

○ 現時点における 2010 年度の排出削減見通し

約 850 万 t-CO2

<参考>

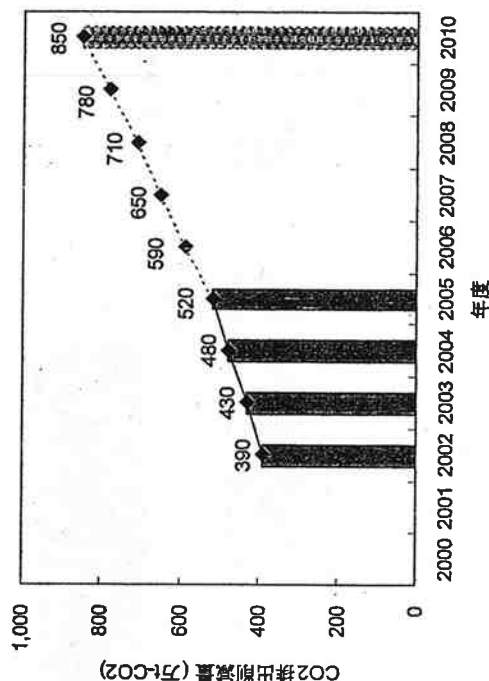
目標達成計画における 2010 年度の排出削減見込量

約 850 万 t-CO2

(単位：万 t-CO2)

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
住宅の省エネ性能の向上	390	430	480	520	580	650	710	780	850

2005 年度まで実績に基づく推計値、2010 年度は目標達成計画における数値。
2006 年度から 2009 年度までは直線補間したもの。



算出方法

- 住宅省エネ係数の算出
住宅省エネ係数 = (各省エネ基準を満たす住宅ストックの戸数構成比) × (各省エネ基準を満たす住宅における冷暖房エネルギー指数)
- エネルギー消費削減量の算出
エネルギー消費削減量 = (自然体ケースにおける 2010 年の冷暖房エネルギー消費量) - (対策ケースにおける 2010 年の冷暖房エネルギー消費量)
- 排出削減見込量の算出
排出削減見込量 = Σ (エネルギー消費削減量) × (燃料別 CO2 排出係数)
(注)
・冷暖房エネルギー指数：S55 年基準以前（従来型）の省エネ性能の住宅における冷暖房エネルギー

備考	省エネ消費量を1としたとき、それと同等の室内環境を得るために必要なエネルギー消費量のこと。 ・2010年の冷暖房エネルギー消費量：世帯数、世帯あたり人員、機器保有率、住宅省エネ係数等から推計。	
----	---	--

2. 対策評価指標の実績と見込み

○ 現時点における対策評価指標の2010年度の見通し

新築住宅の省エネ基準（1999年基準）達成率＜5割（2008年度）＞

＜参考＞

目標達成計画における対策評価指標＜2010年度見込み＞

新築住宅の省エネ基準（1999年基準）達成率＜5割（2008年度）＞

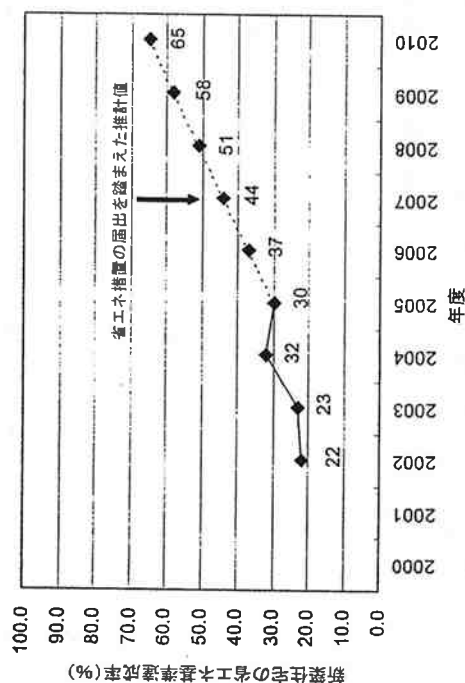
（単位：％）

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
新築住宅の省エネ基準達成率	22	23	32	30							

2005年度まで実績に基づく推計値。

2006年度以降は、2006年度前配の省エネ措置の届出における実績を踏まえた推計値。

定義・算出方法	新築住宅の省エネ基準達成率：当該年度に性能評価を受けた住宅のうち、平成11年省エネ基準に適合している住宅の戸数の割合
出典、公表時期	国土交通省住宅局調べ（毎年度末に前年度の実績を公表）
備考	



3. 国の施策

施策の全体像	2006年度実績 (2007年度予定)
【法律・基準】 ・省エネルギー法に基づく建築主等に対する省エネ措置の努力義務、一定規模以上の住宅の建築時・大規模修繕時等の省エネ措置の届出義務等 【税制】	平成18年4月より改正省エネ法が施行
【予算・補助】 【国土交通省実施】 ・公共住宅等の省エネ措置の支援	2006年度予算額（2007年度予算案） 地域住宅交付金制度の実施（予算額を1,520億円(H18)から1,870億円(H19)に拡大。省エネに関するものはその内数） 環境共生住宅市街地モデル事業の継続
【環境省実施】 ○地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業 ○地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター（起業支援）事業	2.8億円の内数（2.8億円の内数） 10.23億円の内数（8億円の内数）

○地球温暖化対策技術開発事業(競争的資金)	27.16 億円の内数 (33.02 億円の内数)
○街区まるごと CO ₂ 20%削減事業	4 億円 (6 億円)
○ソーラー・マイレージクラブ事業	0.3 億円 (0.35 億円)
【融資】	
・公庫融資や証券化ローンの枠組みを活用した省エネ住宅の誘導	優良住宅取得支援制度の実施 (予算額を 300 億円(H18)から 500 億円(H19)に拡大。省エネに関するものはその内数)
【技術開発】	
・先進的技術開発の支援	住宅・建築関連先端技術開発助成事業の継続
【普及啓発】	
・設計・施工に係る技術者の育成 (改正省エネ法に関する講習会の実施)	継続
・関係業界の自主的取組の促進	
【その他】	
・住宅性能表示制度の普及推進	総合的な環境性能評価手法について戸建住宅に対応した評価ツールを開発 (平成 19 年度中公表予定)
・総合的な環境性能評価手法の開発・普及	

4. 排出削減見込量の根拠等

「排出削減見込量の算出に至る計算根拠(内訳等)説明

住宅の省エネ性能の向上による CO₂ 排出削減見込量を次のように算定。

1. 住宅省エネ係数
各省エネ基準を満たす住宅ストックの戸数構成比と、各省エネ基準を満たす住宅における冷暖房エネルギー消費指標を掛け合わせ、2010 年の住宅省エネ係数を算出。

○自然体ケースの住宅省エネ係数:0.95(①)

○対策ケースの住宅省エネ係数:0.81(②)

2. エネルギー消費削減率

- (1) 対策ケースにおける 2010 年の冷暖房エネルギー消費量を、世帯数、世帯あたり人員、機器保有率、住宅省エネ係数等から推計。

○対策ケースにおける 2010 年の冷暖房エネルギー消費量

$$= 1,792 \text{ 万 KL (原油換算)} \text{ (③)}$$

- (2) 対策ケースにおける 2010 年の冷暖房エネルギー消費量と、2010 年の自然体ケース及び対策ケースの住宅省エネ係数から、自然体ケースにおける 2010 年の冷暖房エネルギー消費量を推計。

○自然体ケースにおける 2010 年の冷暖房エネルギー消費量

$$= 2,095 \text{ 万 KL (④)}$$

- (3) 自然体ケースと対策ケースの 2010 年の冷暖房エネルギー消費量の差をとって、エネルギー消費削減量を算出。

○エネルギー消費削減量

$$= 2,095 \text{ 万 KL (④)} - 1,792 \text{ 万 KL (③)}$$

$$= 303 \text{ 万 KL} \quad \dots 300 \text{ 万 KL}$$

3. 排出削減見込量

用途別のエネルギー消費削減量を電力・都市ガス、LPG、灯油のシェアを用いて燃料別に按分し、燃料に応じた CO₂ 排出係数を乗じ、排出削減見込量を算出。

	電力	都市ガス	LPG	灯油	合計
冷房用	24	0	0	0	24
暖房用	21	56	16	186	279
合計	45	56	16	186	303

(単位: 万 KL)

○排出削減見込量

$$\Sigma (\text{エネルギー消費削減量}) \times (\text{燃料別 CO}_2 \text{ 排出係数}) \\ = \text{約 } 850 \text{ 万 t-CO}_2$$

※参考

1. 住宅性能評価を受けていない住宅の省エネ基準への適合について

住宅の省エネ基準への適合の履歴については、断熱性以外にも、気密性など幅広い項目が必要なものであり、すべての新築住宅について、当該基準への適合を把握できるような統計調査等の実施が難しいことから、これを代替するものを用いるざるを得ない。

このため、2001 年度までは、住宅金融公庫(現(独)住宅金融支援機構)における耐増融資を受けたものの実績を活用していたが、公庫融資の利用実績が下がったことから、2002 年度より、利用実績が伸びている住宅性能表示制度の実績を活用しているものである。

なお、現在の住宅性能表示制度の利用実績は、2005 年度で約 16%、2006 年度速報値で約 20%と、制度開始当初より漸次増加している。

2. 05 年度の新築住宅の省エネ基準達成率が減少しているのに、06 年度以降増加に反転して 08 年度に 5 割の省エネ基準達成率の目標が達成すると見込む理由

2005 年度に省エネ法を改正し、2006 年度より 2,000 m²以上の共同住宅に届出を義務付けているところ。

非住宅については、2003 年度より 2,000 m²以上のものについて省エネ措置の届出を義務付けたところであるが、その効果により、その後の省エネ基準達成率が大きく伸びており、このような実績を踏まえ、住宅についても、省エネ措置の届出により、省エネ基準達成率の大幅な向上を見込んでいるところ。

(2005 年 4 月から 9 月までの届出実績における 2,000 m²以上の共同住宅の省エネ基準達成率は 5 割程度となっており、2,000 m²未満のものについて、住宅性能表示の実績からの推計値を用いて、平成 19 年度の省エネ基準達成率を推計すると 44%となり、これまでの実績に比して大幅な伸びが見られているところ。)

3. 2,000 m²以上の住宅について、自然体ケース・対策ケース各々の住宅省エネ係数(それぞれ 0.95、0.81)の根拠

2010 年における住宅省エネ係数は、各省エネ基準(S55 基準以前、S55 基準、H4 基準、H11 基準)を満たす住宅ストックの戸数構成比と、各省エネ基準に該当した戸当たりのエネルギー消費量(冷暖房エネルギー消費指標